

津市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成14年8月5日

津市監査委員 岡部高樹
同 日野昭
同 山中利之

監査結果報告書

第1 監査執行者 津市監査委員 岡部高樹
同 竹沢陽一
同 山中利之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監査対象
平成14年2月4日	<環境部> 西部清掃工場、環境事業課、環境保全課、環境管理課
平成14年2月13日	<競艇事業部>
平成14年2月20日	<消防本部> <中消防署> <北消防署> 河芸分署
平成14年2月25日	・財政援助団体等 <津市青少年育成市民会議> <株式会社まちづくり津夢時風> <津駅前都市開発株式会社>

平成14年2月28日

< 株式会社津センターパレス >

< 財団法人三重県廃棄物処理公社 >

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第4 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の定期監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

また、津市は、津市環境基本計画に基づくエコオフィスプログラムを推進しているとともに、環境マネジメントシステム（ISO14001）の取得に向けて取り組んでいるところであり、そのなかで、再生紙の利用拡大や用紙類の使用量の削減に努めているところであることから、地方自治法第199条第2項の行政監査のテーマを「印刷物における再生紙の活用状況について」とした。その実施に当たっては、平成12年度の一般需用費のうち契約金額が10万円以上の印刷物の作成について、津市の施策・方針が各部課において、着実に実施されているかどうか、印刷物の作成時期は適切か、納期の設定は適切か、印刷物の作成部数は適切か、再生紙は使用されているか、再生紙の使用の表示は適切にされているか、使われているデータは最新のものかなどを主な着眼点として検証した。

第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規定等の定めるところに従い適正に執行されているものと認められた。

全般的に事務処理、財政運営について良としながらも、一部において後述するように事務処理の不備（帳簿・書類等の不備、文書の不整理等）が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指摘した。

また、行政監査においては、各部課において再生紙の活用にバラツキがみられたり、再生紙を活用していても適切な表示がなされていないもの、表

示はあるものの古紙配合率の表示がないもの等が見受けられた。古紙の積極的な活用とともに、後述する所見にも述べたが、ごみ減量促進国民会議のリサイクルマークを利用するなど統一した表示を行うことが望ましい。さらには、印刷物の作成に当たっては、印刷物に合わせた再生紙における古紙配合率、白色度、市のマークの使用等を含めた印刷物取扱基準の作成が望まれる。

各課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

< 環境部 >

・西部クリーンセンター(旧西部清掃工場)

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当工場は、市内で発生した可燃ごみを焼却処理し、これによって生じた焼却灰を白銀環境センターで埋め立て処分するなど適切な処理に努められている。また、ダイオキシン類の削減対策においても、新基準に適合するために新設炉が建設され、残り 1 炉の改修については平成14年11月を目途に工事が進められており、発生の抑制に取り組まれている。今後とも、周辺環境には十分配慮し、安全で効率的な運転を望むものである。

また、生活様式の変化などからごみ質が多様化してきているが、引き続きごみ減量施策を推進するとともに、焼却施設の安定した操業に努められるよう望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 所見

対象印刷物はなかったものの、今後において、印刷物の作成に当たっては再生紙の使用拡大に努められたい。

・環境事業課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課は、平成 9年度からリサイクル資源の収集及びごみ袋の透明・半

透明化を実施し、ごみの分別排出、ごみ出しモラルの徹底を図るなどごみの減量化に取り組まれてきたところである。そのことが、可燃ごみ収集量の減少や焼却施設への負荷の軽減に繋がっているものと考えられる。

生活様式の変化などからごみ質が多様化してきているが、今後においても、地域住民の協力を得ながら、ごみ分別排出及びごみ出しモラルの推進に積極的に取り組まれ、ごみ問題に対する気運をより高められるよう期待するものである。

また、一般家庭から分別排出されるごみは収集日程表により収集しているところであるが、そのなかでも、プラスチック類の収集については、平成12年 7月に月1回から2回に収集回数の増加が図られたところではあるが、更にその回数の増加を求める要望が多いことから、引き続き検討されるよう望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

印刷物の名称	印刷部数	在庫部数	今後の使用予定	再生紙の活用
家庭ごみ収集日程表	85,000	2,800	啓 発 用	活用・表示あり
家庭ごみ収集日程表 (外国語版)	4,500	180	啓 発 用	活用・表示あり

イ 所 見

(ア) 印刷物の作成時期等について

目的、時期等は、適切なものと認められた。

(イ) 契約事務について

適正に処理されているものと認められた。

(ウ) 作成部数等

「家庭ごみ収集日程表(日本語版)」の在庫については、地区別(16種類)の合計部数であり、適切と認められた。

(I) 再生紙の活用等について

再生紙の活用及びその表示はなされていた。今後においても、ごみ減量促進国民会議の進めるリサイクルマークなどを利用することにより、その表示に努められたい。

・環境保全課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当課においては、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、津市の環境と共生する基本条例に基づく津市環境基本計画に続き、その推進計画となる津市環境基本計画推進第1次アクションプログラム及びエコオフィスプログラムを策定し、環境に配慮した取り組みが進められているところである。また、現在は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画の策定やISO14001の認証取得に向け努力されているところである。今後においては、津市環境基本計画の実現に資するため、同アクションプログラム及びエコオフィスプログラムの的確な進捗状況の把握やその評価を行うなどの進行管理に努められることが求められるところである。

なお、平成13年11月28日に、安芸郡安濃町妙法寺地内の産業廃棄物中間処理施設で火災事故が発生したが、再発防止の対策にあたっては万全を期すことを求め、引き続き監視・指導の強化に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

印刷物の名称	印刷部数	在庫部数	今後の使用予定	再生紙の活用
津市環境基本計画推進第1次アクションプログラム(増刷)	500	300	庁 内 用	活用・表示あり

イ 所 見

(ア) 印刷物の作成時期等について

目的、時期等は、適切なものと認められた。

(イ) 契約事務について

適正に処理されているものと認められた。

(ウ) 作成部数等

印刷部数、在庫部数等は、適切なものと認められた。

(I) 再生紙の活用等について

再生紙の活用及びその表示はなされていた。今後においても、ごみ減量促進国民会議の進めるリサイクルマークなどを利用することにより、その表示に努められたい。

・環境管理課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動による廃棄物の増大とごみ質の多様化などから、それらを処理・処分することによって環境に与える負荷が大きくなってきていることから、当課においては、持続可能な循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化、リサイクルの推進、分別収集の徹底などの施策に取り組まれているところである。

このようななか、平成12年4月に完全施行された容器包装リサイクル法に対応する「その他プラスチック容器包装(ペットボトルを除く)」のリサイクルにあたっては、埋立処分場の負荷の軽減にも繋がることが考えられることから、引き続き努力されたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

印刷物の名称	印刷部数	在庫部数	今後の使用予定	再生紙の活用
環 境 概 要	800	100	窓 口 用	活用・表示あり
「プラスチックごみの分別収集」のチラシ	75,000	0	—	活用・表示あり
ごみとわたしたち	2,500	300	窓 口 用	活用・表示あり

イ 所見

(ア) 印刷物の作成時期等について

目的、時期等は、適切なものと認められた。

(イ) 契約事務について

適正に処理されているものと認められた。

(ウ) 作成部数等

印刷部数、在庫部数等は、適切なものと認められた。

(I) 再生紙の活用等について

再生紙の活用及びその表示はなされていた。今後においても、ごみ減量促進国民会議の進めるリサイクルマークなどを利用することにより、その表示に努められたい。

< 競艇事業部 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

資金前渡用の通帳に用途外の金銭が混入していたので、今後改善されたい。

イ 所 見

当競走場の売上は他の競走場と同様、長期化している景気の低迷やレジャー産業の多様化、一人当たり購買額の減少、ファンのビッグレース志向に伴う一般競走離れなどにより、年々減少してきており、一般会計への繰出金も5億円から1億円へと減額を余儀なくされたところである。

そのような状況のなかで、売上向上を目指し、三連勝式投票の導入、全国規模で発売するレースの開催、場間場外発売日数の拡大等の努力をされていることを評価するものである。しかしながら、業務量の増大に繋がることも懸念されることから、職員の健康管理には十分留意されたい。

去る5月29日には、快適な環境のもとで多くのファンに楽しんでもらうための新スタンド棟がオープンしたが、売上向上に向けた明るい健全なレジャー施設として、場内の秩序の維持に努められたい。

更に、当会計については、今後とも厳しい状況が予想されることから、なお一層の経費の削減を図られるとともに、効率的な事業運営に努められたい。また、会計方式について、収支の状況をより分かりやすくするためにも企業会計方式が望ましい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

印刷物の名称	印刷部数	在庫部数	今後の使用予定	再生紙の活用
開催日程折込チラシ	354,000	0	—	活 用 な し
一般指定席入場券	83,740	43,000	窓 口 用	活 用 ・ 表 示 な し
出走表(場外出走表を含む)	1,427,000	0	—	活 用 な し

イ 所 見

(ア) 印刷物の作成時期等について

目的、時期等は、適切なものと認められた。

(イ) 契約事務について

適正に処理されているものと認められた。

(ウ) 作成部数等

印刷部数、在庫部数等は、適切なものと認められた。

(I) 再生紙の活用等について

一部において再生紙の活用はなされていたものの、その表示はなされていなかった。今後においては、ごみ減量促進国民会議の進めるリサイクルマークなどを利用することにより、その表示に努められるとともに、より多く古紙を含んだ再生紙の活用を検討されたい。

< 消防本部 >

< 中消防署 >

< 北消防署 >

河芸分署

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

平成13年の出火件数は117件で、前年に比べ9件の減少となっている。減少の要因は、林野火災が8件と前年に比べ12件の大幅な減少となったのをはじめ、建物火災も2件の減少となったことによるものである。

一方、火災原因は放火（疑いを含む。）が52件で過去最高の件数を記録し、なかでも車両への放火が急増している。年々急増している放火火災の防止に努められるとともに、高齢社会の到来により増加する高齢者等災害弱者及びその家族に対する防火指導等を積極的に進められ、防火体制の強化に組織をあげて取り組まれたい。

また、13年の救急出動件数は6,406件で、前年に比べ284件の増となり、その増加の勢いは止まるところを知らないと思えるものである。このうち軽症者の搬送が2,997件と最も多くなっているものの、急増する救急車の運用に課題を残すものとなっている。

今年度は、橋南分団車庫の建替え、高野尾分団の小型動力ポンプ付積載車の更新など年次的な消防団施設設備の更新を図るとともに、大型救助工作車の導入による消防力の強化、耐震性防火水槽の設置など消防水利の強化に努められていることを評価するところである。

今後とも、住民の財産と命を守る、頼れる消防として、防火体制と消防力の強化を図り、その役割を十分に発揮されたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

印刷物の名称	印刷部数	在庫部数	今後の使用予定	再生紙の活用
平成12年版消防年報	450	10	他市消防本部等への配付用	活用・表示あり
外国人用パンフレット 「防災の手引き」	5,000	2,500	外国人登録窓口に設置、防火指導時に配付	活用・表示なし
消防ぬりえぶっく	8,000	800	秋の火災予防運動時に幼・保育園児に配付	活用なし
一般用防火チラシ	10,000	4,000	防火指導時に配付	活用・表示なし
老人用防火チラシ	5,000	2,000	防火指導時に配付	活用・表示なし
秋の火災予防週間 市政だより平成12年 11月1日号折り込み	80,300	0	—	活用・表示なし
春の火災予防週間 市政だより平成13年 2月16日号折り込み	80,300	0	—	活用・表示なし

イ 所見

(ア) 印刷物の作成時期等について

目的、時期等は、適切なものと認められた。

(イ) 契約事務について

適正に処理されているものと認められた。

(ウ) 作成部数等

外国人用パンフレット「防災の手引き」、一般用防火チラシ及び老人用防火チラシは、在庫部数が比較的多いが、これは、引き続き防火指導時等に配布するためのものであり、作成部数等は、適切なものと認められた。

(エ) 再生紙の活用等について

再生紙の活用は殆ど行われていたが、一部を除きその表示はなされていなかった。今後においては、ごみ減量促進国民会議の進めるリサイクルマークなどを利用することにより、その表示に努められるとともに、より多く古紙を含んだ再生紙の活用を検討されたい。

・財政援助団体

< 津市青少年育成市民会議 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当市民会議においては、青少年が学校、家庭、地域で生き生きと生活し、心身ともに健やかに育っていくことのできる明るい家庭づくり、地域づくりを運動の基本とされているところである。今後においても、青少年健全育成に対する市民の関心と理解を求めながら、関係各団体等との連携を図り、有効な施策が展開されることを期待するものである。

また、財務に係る会計処理については適正に処理されているものと認められた。引き続き補助事業が計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられるよう努められたい。

なお、本市においては、印刷物の再生紙の利用拡大を図っていることから、当市民会議においても、引き続き再生紙の使用拡大に努められたい。

< 株式会社まちづくり津夢時風 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

流動資産で現金・預金があることから、金融機関等の残高証明書の提出を求めたところ、取られていなかったため、今後は、残高証明書を徴取するよう指導した。

イ 所見

当社は、中心市街地の活性化を図る目的で、平成12年3月に設立されたところである。当期においては、空き店舗対策事業として、空き店舗を活用した「iPLAZA」の運営や「生花店」の営業開始、情報発信事業として、ホームページの開設、アトラクション供給事業として、イルミネーション・コンテストの実施などの事業が展開されたところである。しかしながら、宅配事業及びループバス事業にあっては、事業の採算性や投資すべき規模が大きすぎるなどの問題から、事業化の凍結を余儀なくされたところである。今後の営業活動においても、当社の事業目的とその性格から制約を受けざるを得ない状況が推測されるところであるが、安定的な収益の確保ができる事業を早期に見出し、それを活動財源に充てられることが求められるところである。

なお、関係帳票の整備・記帳、証拠書類の保存、会計経理及び財産管理等に係る出納その他の事務の執行については適正に処理されているも

のと認められた。

< 津駅前都市開発株式会社 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

貸借対照表において、預かり金敷金及び預かり金保証金が流動負債に計上されていたので、それらは固定負債に計上するよう指導した。

イ 所見

当社は、津駅前北部 A - 1 地区市街地再開発組合が建設する再開発ビルの保留床を取得するとともに、管理運営を行う会社として会社設立以降、テナント誘致活動の展開が図られてきたところである。

このようななか、平成13年 3月22日にホテルがオープンし、同年4月8日には商業店舗が一斉に営業をはじめられたところであり、オフィス棟についても、順次移転を終え、100%の入居状況となっているところである。今後とも、地域に賑わいと活力を与えるビルとして、活発な営業活動が展開されることを望むものである。

なお、財務諸表において一部不適切な記載が見受けられたものの、関係帳票の整備・記帳、証拠書類の保存、会計経理及び財産管理等に係る出納その他の事務の執行については適正に処理されているものと認められた。

< 株式会社津センターパレス >

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

株式会社津センターパレスは、津市ほか32の民間企業の出資により設立された第3セクターであり、テナントビルであるセンターパレスビルの賃貸を主たる業務として営業活動をしているところである。

平成12年5月より空床となっていた2.3階の各フロアについては、平成13年4月1日から「市民活動センター」としての公施設が誕生したことにより、当社における空きフロアは解消されたところである。

経営の基本は空きフロアを出すことなく、賃貸収入を確保することにあることから、今後とも、より多くの人が集う利便性のあるビルとして、営業活動をされるとともに、中心市街地の活性化に寄与されるよう望むものである。

なお、関係帳票の整備・記帳、証拠書類の保存、会計経理及び財産管

理等に係る出納その他の事務の執行については適正に処理されているものと認められた。

< 財団法人三重県廃棄物処理公社 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当社は、市町村及び一部事務組合の委託を受けて行う一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)の海洋投入処分を主な業務とし、昭和50年12月8日に設立されたところであるが、現在は、津市からの委託のみを受け、一般廃棄物の海洋投入処分を行っているところである。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、平成12年度においては23,798キログラムを海洋投入により処理されているところである。しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により平成19年1月で海洋投入が禁止となることから、その処理量を下水道処理と陸上処理に委ねなければならないことになるが、引き続き一般廃棄物の適切な処理に努められるとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与されたい。

なお、関係帳票の整備・記帳、証拠書類の保存、会計経理及び財産管理等に係る出納その他の事務の執行については適正に処理されているものと認められたが、監事の監査においては、会計監査のみならず業務監査も含まれる以上、これを一体とした監査報告書を作成するよう考慮されたい。また、当社は財団法人であることから、決算書類については公益法人会計基準に準拠した書類を作成するよう、今後検討されたい。